

平成30年度国家公務員テレワーク実績等の結果概要

1. 平成30年度の国家公務員のテレワーク実績（本省分）は、前年度と比べ、**実施者数で6,635人から、9,868人に増加（+49%）**。
実施日数の人日ベースでも、28,038人日から42,988人日へ増加（+53%）。
（職員総数は約5.4万人。うちテレワーク実施が認められているのは約5万人）
2. **職員総数に占める実施割合は12.4%から18.3%**（テレワーク実施可能職員に対する割合では16.6%から19.6%）へ増加。
3. 複数の府省庁がテレワーク実施規程等を改定し**実施対象者の要件を広げたことにより、テレワーク実施可能職員数が増加した**（40,038人から50,457人）。
4. ワークライフバランス推進月間やテレワーク月間の**テレワーク実施者数がほぼ2倍**に増えており、府省庁の取組の効果がみられる。
5. 時間別では、1日単位での実施が多い中、**半日や時間単位の実施に増加傾向**がみられる。
6. ITシステム面では、**席上端末の持ち帰り**によりテレワークを実施する府省庁が、前年度の4府省庁から**12府省庁と大幅に増加した**。
7. テレワークで実施した業務は、資料作成が最も多いが、オンラインでの職員研修受講や、報道対応・渉外業務など必要に応じて**コミュニケーションが必要な業務も実施**されている。

<参考：「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日決定）>

同計画の施策集II-(10)人材育成、普及啓発【官民データ基本法第17条、第18条関係】の中に、以下のとおり国家公務員に関して記載。

■国家公務員については、2020年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。